

講演会等における開催経費の助成

農学生命科学研究支援機構（SORALS）

事業の概要

農学生命科学に関する講演会、フォーラム、シンポジウム、セミナー等を対象として、開催経費の一部を助成することを目的に、当該講演会等を開催する団体等に助成金を支給するものです。

助成の対象

今回の助成は、上記の講演会等のうち、以下が対象となります。

平成22年度（2010年度）に開催される講演会等

平成22年（2010年）4月1日～平成23年（2011年）3月31日迄に開催されるもの

なお、次に該当する場合は助成の対象となりません。

1. 講演会等が営利を目的とする場合
2. 講演会等の主催者を始め後援者や協賛者が営利団体である場合
3. 講演会等を主催する団体等の構成員（会員等）が特定の営利団体を母体とする場合
4. 講演会等において参加費用を徴収する際の金額が5千円を超える場合
5. 講演会等の会場が常軌を逸して華美である場合
6. 助成金の使途が講演会等の講師の謝金である場合
7. 助成金の使途が懇親会等の開催費用である場合
8. その他、通常の学術講演会等に照らして審査した結果、助成が不適当と判断された場合

助成の対象となる費用科目は以下のものが挙げられます。

1. 事業費...講演会等の開催に伴う会場使用料や付帯設備使用料
2. 印刷製本費...講演会等の参加者に配付する要旨集等の印刷費
3. 通信費...講演会等の開催に伴う電話料金や郵送費
4. 荷造発送費...講演会等の開催に伴う宅配便等費用
5. 旅費交通費...講演会等の主催者や講師の旅費（交通費、宿泊費）
6. 工具器具備品購入費...講演会等で使用する器具や備品の購入費（1点5万円超）
7. 消耗工具器具備品購入費...講演会等で使用する器具や備品の購入費（1点5万円以下）

応募（助成申請）資格

助成申請者の応募資格については特に定めません。

団体等への助成を想定しておりますが、個人の方でも応募可能です。

応募（助成申請）条件

助成を申請するにあたっては、下記の条件をすべて満たす必要があります。

1. 助成の対象（上記）に合致しているものであること
2. 当機構（SORALS）が定める応募（助成申請）手続に従って申請すること
3. 当機構（SORALS）が個人情報を収集し利用することに同意すること
4. 申請書に虚偽の記載を行わないこと
5. 当機構（SORALS）が定める選考方法に従うこと
6. 助成金の受給が決定した場合には、助成金受給者における義務（同意事項）等を遵守すること

助成金額

講演会等 1 件あたり 10 万円を限度とした希望金額（1 万円単位）

助成期間

講演会等 1 件毎の助成ですから、期間の定めはありません。

応募（助成申請）手続

助成を申請する場合は、当機構（SORALS）が定める所定の申請書に必要事項を漏れなく記載し、申請書 2 通を当機構（SORALS）に提出しなければなりません。また、申請書の提出にあたっては、当機構（SORALS）が定める所定の提出方法に従って提出しなければなりません。（提出方法については特にご注意ください。）提出された申請書は、助成の可否（採否）にかかわらず返却いたしません。（うち 1 通は、当機構（SORALS）にて受理後、申込者控として返送します。）申請書の他に、下記に挙げる書類を添付する必要があります。

1. 講演会等の内容が分かる案内用チラシ（前回分でも可）または計画書等
2. 講演会等の経費が分かる予算書または見積書等
3. 講演会等で使用する会場の料金表等

応募（助成申請）期間

随時応募可能です。

助成申請は、講演会等の開催日順ではなく、先着順で受理し選考を行います。なお、当機構（SORALS）における今年度の助成金支給予算枠に達し次第、助成の申請を締め切ります。従って、開催日が先の場合でもお早めにご申請ください。

選考方法

受理した助成申請については、当機構（SORALS）の選考委員会での選考を経て、助成の可否（採否）を決定します。

選考における基準は、計画性、具体性、学術性、萌芽性、必要性、緊急性及び助成金使途の妥当性に重点を置きます。

助成決定

助成申請書を当機構（SORALS）が受理した日から2週間以内

助成の可否（採否）については速やかに書面をもって申請者に通知いたします。なお、可否（採否）の理由についてのご照会には一切回答できませんので予めご了承ください。

助成金の支給

助成決定通知後1週間以内

助成金の支給は、原則として申請者名義の銀行口座への送金によって行います。

助成金受給者における義務（同意事項）等

助成金受給者に決定した場合は、下記の各事項を遵守しなければなりません。

1. 助成金の受給確認後、当機構（SORALS）が送付する所定の助成金受領書の原本を遅滞なく提出すること
2. 講演会等終了後、助成金使途明細書または当該講演会等収支計算書1部並びに講演要旨集またはプログラム2部を遅滞なく提出すること
3. 当機構（SORALS）から上記の他に、必要書類提出の要請があった場合には、当該書類の写しを遅滞なく提出すること
4. 開催する講演会等においては、後援者や協賛者として、当機構（SORALS）の名称を用いないこと
5. 助成金受給者の個人及び団体の情報は、原則として当機構（SORALS）限りとするものの、当機構（SORALS）の事業報告及び事業案内に限り、必要な情報を公表できることについて同意すること
6. 助成の申請にあたって虚偽の記載が判明した場合及び助成金の使途に不正があった場合には、助成金のすべてを返還すること

以上